

## 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）において、平成 26 年の法律の一部改正により、集中的かつ広域的に管理を図る必要があるとして環境大臣が定めた鳥獣について、都道府県又は国の機関が捕獲等を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」を創設し、一定の条件の下で、捕獲した鳥獣の放置や夜間銃猟を認めることとした。また、鳥獣の捕獲等をする事業を実施する者が、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や従事する者の技能及び知識が一定の基準に適合していることについて、都道府県知事の認定を受けることができる「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が導入された。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号。以下「施行規則」という。）において、認定鳥獣捕獲等事業者以外に指定管理鳥獣捕獲等事業を委託できる者（第 13 条の 6）、指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣の放置が認められる場合（第 13 条の 7）、夜間銃猟に係る確認等（第 13 条の 8）、認定事業者制度に係る事項（第 19 条の 2 から第 19 条の 13 まで）について規定しており、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成 27 年環境省令第 3 号）附則第 5 条において、この省令の施行（平成 27 年 5 月 29 日）後おおむね 3 年以内に施行規則第 13 条の 6 から第 13 条の 8 まで及び第 19 条の 2 から第 19 条の 13 までの規定について所要の検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとするとしている。

今般、附則に基づき検討を行い、その結果を踏まえ、以下 1～3 の施行規則の改正を予定している。

### 1. 装薬銃を使用する猟法における捕獲従事者の人数の要件の変更（法第 18 条の 5－施行規則第 19 条の 8）

ニホンザル、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ及びニホンジカを対象とする鳥獣捕獲等事業であって装薬銃を使用するものを実施する場合は、装薬銃を使用する捕獲従事者を原則として 10 人以上有することとしていたが、少数でも安全かつ効率的に実施が可能な捕獲等の方法もあることから、原則として 4 人以上に変更する

なお、装薬銃を使用する場合は安全管理の観点から、他の猟法に比べ多くの事業従事者を有していることが必要なことから、捕獲従事者の人数の要件に加えて、事業従事者を 10 人以上有することとする。

※ 1 「事業従事者」とは鳥獣捕獲等事業に従事する者全体を指し、事業管理責任者や捕獲従事者の他、連絡や見回り等、鳥獣の捕獲等に付随する作業を実施する者等を含む。

※2 事業従事者の中に捕獲従事者も含まれていることから、現在、装薬銃を使用する捕獲従事者を10人以上有し、装薬銃を使用する方法の認定を受けている場合は、今般の施行規則改正後においても、引き続き人数の要件を満たしていることとなる。

## 2. 捕獲等をする猟法について、わな猟における銃による止めさしの追加（法第18条の5－施行規則第19条の8）

装薬銃による止めさしを行う場合、わな猟に付随する行為であるものの銃猟を含む行為であることから、わな猟に加えて銃猟（装薬銃）による止めさしを行う事業について認定を受ける場合は、わな猟及び銃猟（装薬銃）に係る認定を受ける必要があり、わな猟とともに銃猟（装薬銃）の捕獲従事者の人数の要件を満たす必要があった。

止めさしを行う場合は、通常の銃猟（装薬銃）よりも少数で安全かつ効率的に遂行できることから、わな猟における銃猟（装薬銃）による止めさしを行う鳥獣捕獲等事業の認定については、対象とする鳥獣種に関わらず、装薬銃を使用する捕獲従事者の人数の要件については、通常の装薬銃を使用する方法よりも少ない、原則2名以上を有することとする。なお、装薬銃を使用するものではあるが、1. で示している事業従事者の人数の要件については必要としない。

## 3. 認定証の様式変更（施行規則第19条の9）

認定証に所要の修正を加える。

## 4. 今後のスケジュール（予定）

平成30年3月	省令に係るパブリックコメントの実施
平成30年4月	本件に係る改正省令の公布
平成30年5月	本件に係る改正省令の施行